

上林小・中一貫校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

上林小・中一貫校では、どの児童生徒も、いじめ問題において被害者にも加害者にもなりうるという認識を持ち、児童生徒一人一人の尊厳が尊重される学校づくりを推進することを目的に、綾部市・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号…以下「法」という）第 13 条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、上林小・中一貫校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）を策定する。

第1 いじめの防止の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家（スクールカウンセラー等）を加える。

校長、小・中教頭、小・中教務主任、小・中学生指導主任、人権主任、養護教諭

- 3 「いじめ対策委員会」は「児童生徒指導交流会」と連携し、定期的を開催する。なお、緊急に対応する必要があるときは速やかに開催する。
- 4 「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。
 - (1) 学校基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、校内研修の実施、検証、修正
 - (2) いじめの未然防止のためのいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
 - (3) いじめの早期発見のためのいじめの相談・通報の窓口
 - (4) 関係機関、専門機関との連携
 - (5) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、分析、職員への共有化
 - (6) いじめの疑いに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）に係る児童生徒の事実関係の把握（アンケート調査、聴取等）と情報の共有、いじめであるか否かの判断
 - (7) いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導と保護者との連携の体制・対応方針の決定
 - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

第2 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの児童生徒間にも起こりうるものであるとともに、どの児童生徒も加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての児童生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員、保護者が一体となって継続的に取組を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を過ごすことができ、力を高めることができる学校づくりを進めることを教職員の共通課題とするともに、児童生徒が自主的にいじめ問題を考え、議論する等のいじめの防止に資する活動に取り組むことが重要であるという認識を持ち、以下の視点で日常の教育活動を進める。

(1) 学級(学年)、部活動、地域等における児童生徒の人間関係を日常的に把握する。

ア 定期的にアンケート調査を行い、それぞれの児童生徒の相談に乗り、日頃からいじめや困り感を訴えやすい児童生徒の実態把握に努める。

イ 児童生徒の状況について教職員が情報を共有する。

ウ 教育相談(個人面談)を定期的に行い、児童生徒の状況把握に努めるとともに、児童生徒と教職員間の人間関係を構築する。

(2) 分かりやすく規律ある授業を進め、児童生徒個々が学力を高められる授業を行う。

ア 折にふれ授業を大切にすること(規律)の意義を児童生徒に伝える。

イ 自分の夢と希望の実現と学習のかかわりについて考えさせる。

ウ 全ての授業、領域で言語活動を充実させ、自分の思いをまとめ、周りの人に正確に伝えられる力をはぐくむ。

エ 教師が互いに授業を公開しあい、授業中の児童生徒の状況を把握するとともに自己の力量を高める。

オ 学習内容に対しての興味関心を高めると同時に、落ち着いて授業が受けられる教室環境の整備を進める。

(3) 自己有用感・自己肯定感を育む取組を推進する。

ア 特別の教科 道徳の授業はもとより、日常の学級活動、児童会・生徒会活動、部活動等の活動の中で、児童生徒個々が役割を持ちその役割を果たすことが集団の利益にかなうことを実感させるとともに、活動を評価する。

イ 行事においては仲間とともに一つのものを作り出す喜びが感じられるように取組を行う。

ウ 上級生、下級生がともに果たしている役割や頑張りを認め、下級生が上級生に信頼を寄せることができるような異年齢で活動する行事や取組を行う。

エ 困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設け、積極的に評価する。さまざまな広報活動により児童生徒の頑張りを保護者・地域に発信する。

(4) 豊かな心を育む取組を推進する。

ア 特別の教科 道徳の授業においては互いの価値観を認め合うことや、共感することができるように努める。

イ 人権教育においては自分の人権と同時に、周りの人の人権を大切にすることを学ばせる。また、相手の立場に立って考え、わがことと捉え行動できる力を養う。

ウ 体験活動や読書活動を進め、自己の世界観の醸成を進めさせる。

エ 日常の教育活動全般を通じて表現力、コミュニケーション能力の向上に努める。

(5) いじめ問題についての理解を深める取組を推進する。

ア 児童生徒集団の実態に合わせ、児童生徒がいじめ問題について学び、主体的に考えられるようにする。

(6) いじめの防止等について、児童生徒の主体的な活動を推進する。

ア 学年(学級)、児童会・生徒会活動を通して児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を行う。

(7) 教職員の資質能力の向上を図る取組を推進する。

ア 毎年、校内研修を実施する。

(8) PTA等との連携を図る。

ア 学級懇談会、地域懇談会では児童生徒・地域の状況が出しやすいような雰囲気づくりに努める。

イ PTA役員会等では学校・児童生徒の状況と取組について定期的に報告し、教育活動に対しての理解を得るとともに、協力関係を築く。

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりする など、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日ごろからの児童生徒を見守り、教育活動を通じて信頼関係の構築に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と共有を行う。

ア いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。

イ 「いじめ対策委員会」で共有された情報については、全教職員で共有する。緊急の場合は、職員会議等で一斉に情報を共有する。

(2) 学期毎に全児童生徒を対象とした質問紙調査及び個人面談を実施する。

ア 質問紙調査を6月、11月に実施する。また、アンケートに基づき個人面談を実施する。

(3) 相談体制の整備と周知を行う。

ア スクールカウンセラーと情報を共有するとともに、分析・意見を求める。

イ 校内相談窓口を設置し、児童生徒及び保護者に周知する。また、校外の相談窓口についても周知する。

第4 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」に情報を報告し、「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、児童生徒の仲間関係、力関係、事象発覚に至るまでの経過、周りの児童生徒のとりえ、保護者の認識の程度や願いなどの情報をできるだけ集約し、分析を行い、問題解決に向けての短期・中期の方針を立てる。

また、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1) 問題事象を現認したとき、まずその場で1次指導を行い、学年等に報告する。

例) いじめ・いやがらせ・からかい・暴力・器物破壊はやめさせる 等

(2) 必要に応じて聞き取りを行い、事実確認(複数で、一斉に行う)をする。事実確認に基づき、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。相談や訴えがあった場合は速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。

(3) 「いじめ対策委員会」で情報の分析を行い、いじめの有無の確認を行う。さらに取組方針を立てる。結果は、加害・被害の児童生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、綾部市教育委員会に報告する。

(4) (3)に基づき、2次指導(場合によっては再度の聞き取り)として、場所、時間、指導者等の対応の設定を行い、相互連携を取りながら進める。必要に応じて保護者への連絡、協力の要請を行う。

(5) いじめられた児童生徒、その保護者への支援を行い、十分に思いを聞く。

(6) 「いじめ対策委員会」で2次指導の結果をまとめ、(5)をふまえ、必要に応じて方針の修正を行い、指導を行う。

(7) 事象の発生から指導までの経過について家庭連絡を行う。

(8) 事実経過、状況、児童生徒の思い等を把握し、理解が進んだ段階で、関係していた児童生徒に対しての“まとめ”の指導(事実確認から反省、謝罪、今後の対応等)を行う。必要に応じて保護者の同席を求め、児童生徒のよりよい成長へ向けて、学校の取組方針を伝え、支援と協力を求める。

(9) 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等の関係機関との連携を図る。

(10) 事例を挙げての一斉指導、書かせる指導、学級討議等が必要か判断する。

(11) 事象の背景をしっかりと分析し、事象の再発を防止する見通しを持つ。

(12) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め

合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(13)「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットでの行為も含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上続いている。
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(14) いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性があることを十分に踏まえ、全ての教職員で継続的に見守っていく。

3 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての職員研修を実施する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとるとともに指導を行う。家庭連絡を行い、協力を得る。
- (3) 道徳科・技術科・総合的な学習の時間あるいは学級活動の時間を特設し、情報モラル教育を推進し、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。

第5 重大事態への対処

- 1 重大事態とは、①いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより児童生徒が相当の期間(年間 30 日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときをいう。また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして取り扱う。
- 2 重大事態が発生した場合は、直ちに綾部市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)、京都府及び綾部市におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 3 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- 4 調査結果を綾部市教育委員会に報告する。
- 5 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

第6 関係機関との連携

1 地域・家庭との連携の推進

- (1) 上林小・中一貫校PTAとの連携の下、いじめを含む現在の小・中学生が持つ発達課題、仲間関係のトラブルに対する状況把握と理解を深める取組を推進する。必要に応じてPTA研修会を実施する。
- (2) いじめの防止等に関する学校基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。

2 関係機関との連携の推進

警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図る。